

草津市認知症施策アクション・プラン

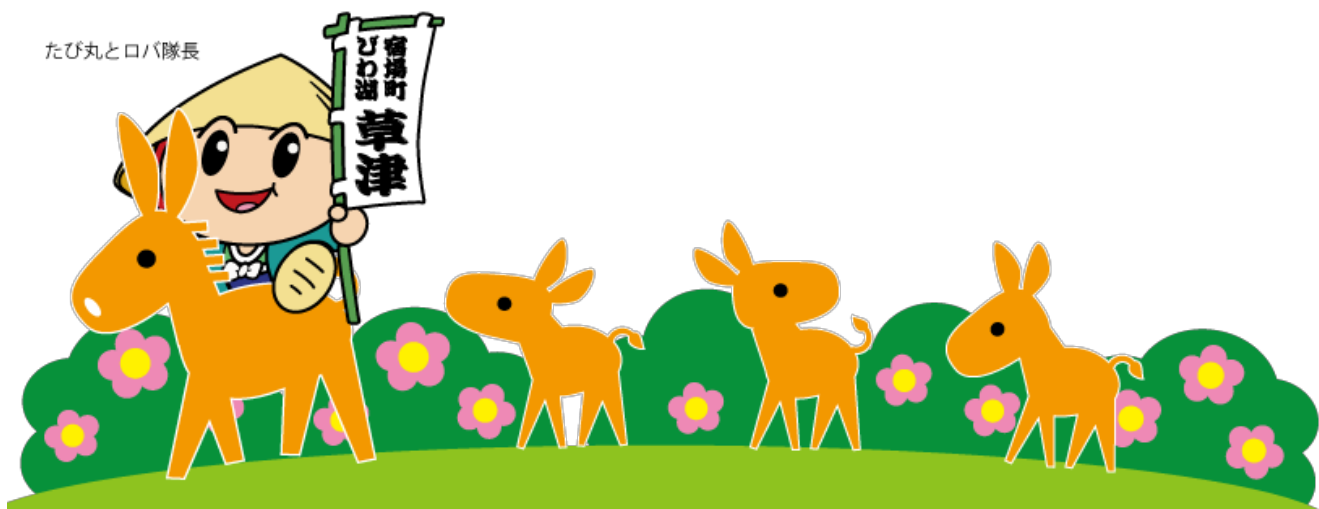
第2期計画

概要版

平成30（2018）年3月

草津市

たび丸とロバ隊長



第1章 プラン策定の趣旨

1. プラン策定の背景

わが国の認知症高齢者の数は、平成24年で462万人と推計されており、平成37（2025）年には約700万人、65歳以上高齢者の約5人に1人に達すると見込まれています。これからの認知症の人の増加を踏まえ、国では、平成24年9月に「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）を、平成27年1月には団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境のもとで自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。

本市では、「草津あんしんいきいきプラン（草津市高齢者福祉計画・草津市介護保険事業計画）」（以下「あんしんいきいきプラン」という。）の基本目標の1つである「認知症対策の推進」に掲げる認知症施策を着実に進め、認知症があっても安心して生活できるまちづくりを推進するため、国のオレンジプランを土台とし、アンケート等から実態を把握し本市の現状に沿ったより具体的な年度ごとの実施計画として「草津市認知症施策アクション・プラン（第1期計画：平成26年度から平成29年度）」を平成26年3月に策定しました。

第2期計画となる本プランは、国の新オレンジプランを踏まえつつ、あんしんいきいきプラン第7期計画（平成30年度から平成32年度）における認知症施策にかかる個別具体的な行動計画として策定するものです。

2. プランの位置付け

本プランは、あんしんいきいきプランの基本目標に掲げられた「認知症対策の推進」に関する施策を具体化する行動計画として位置付け、あんしんいきいきプランの上位計画である「第5次草津市総合計画」、「草津市健幸都市基本計画」との整合性を図り、さらに「草津市地域福祉計画」、「健康くさつ21」と調和のとれた計画とします。

3. プランの期間

本プランの期間は、あんしんいきいきプラン第7期計画の計画期間に合わせて平成30年（2018年）度から平成32年（2020年）度までの3か年とします。

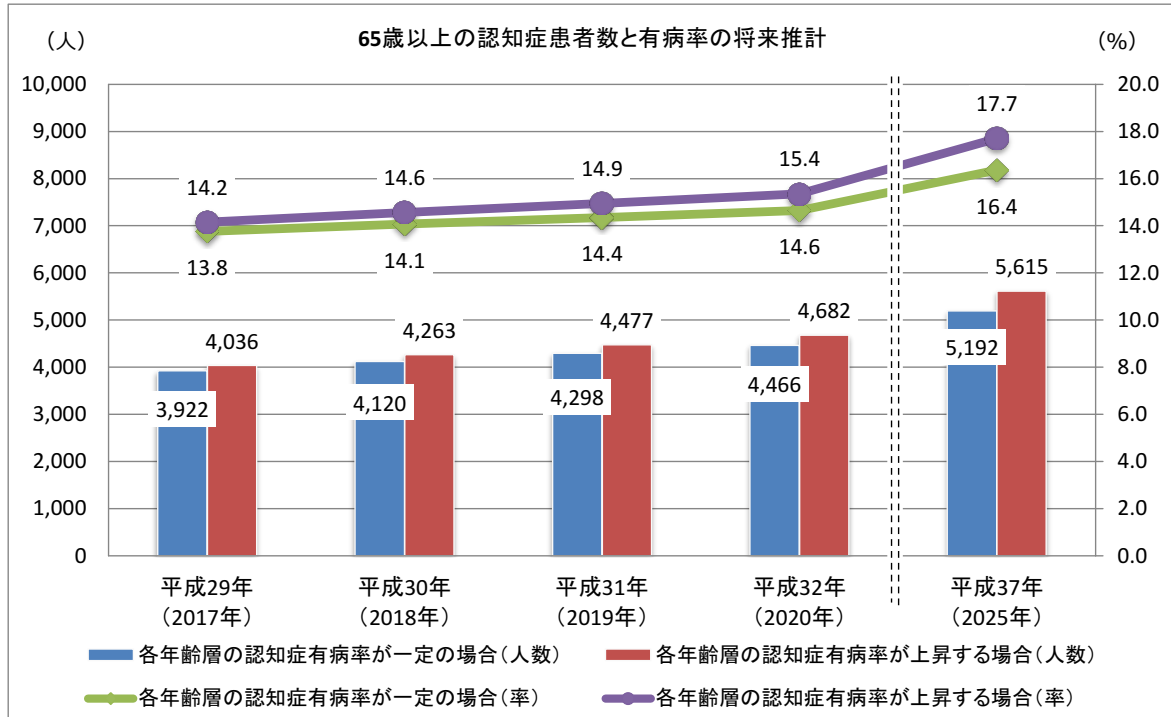
4. プランの目的

認知症の人とその家族や地域住民、各関係機関と連携して、啓発の推進やサービスの一層の充実、認知症高齢者の権利擁護や地域の中での支え合い体制の構築などに取り組み、認知症に対応できる社会づくりを進めることで地域包括ケアシステムの構築を進め、「認知症があっても安心して生活できるまちの実現」を目指します。

第2章 草津市の認知症を取り巻く状況と今後の見込み

1. 本市における認知症高齢者の今後の見込み

長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）のデータから推計した認知症の有病率の数値を用いて、本市における認知症高齢者の人数を推計しました。



久山町研究からモデルを作成すると、生活習慣病（糖尿病）の有病率が認知症の有病率に影響することがわかっています。糖尿病の有病率が増加すると仮定した場合、認知症有病者数は平成37（2025）年で5,615人になり、糖尿病の有病率が一定だった場合と比べ423人が増加、有病率にして1.3ポイントの上昇が見込まれます。

第3章 第1期計画における事業の実績と評価

第1期計画における7つの基本目標ごとに、取組みの評価を行いました。

第1期計画の7つの基本目標

1. 普及・啓発の推進
2. 介護サービス・認知症ケアの充実
3. 早期発見・早期対応の推進
4. 若年性認知症への支援
5. 権利擁護の推進
6. 地域見守り体制の推進
7. 介護者のケアの充実

第4章 行動計画

1. プランの基本目標

理念

すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、
安心して暮らすことのできるまちづくり

目的 認知症があっても安心して生活できるまちの実現

6つの基本目標

- (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- (2) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- (3) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- (4) 若年性認知症施策の強化
- (5) 認知症の人の介護者への支援
- (6) 権利擁護の推進

◇ 認知症の人やその家族の視点の重視 ◇

◇ 認知症の人やその家族の視点の重視 ◇

認知症があってもできる限り住み慣れた地域や環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症の人の意思や家族の思いが尊重されることが重要です。このことは、他の6つの基本目標のすべてに共通するプラン全体の理念です。

2. 各論

基本目標 1

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

重点
目標

市民一人ひとりが認知症に対する正しい知識を持つことで、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、また、早期発見・早期対応につながるよう、引き続き、あらゆる機会を活用し、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、地域住民が認知症を我が事として捉え、認知症の人を地域で支えるまちづくりが加速するような普及・啓発に努めます。

拡充

(1) 認知症サポーター養成講座の推進

子どもから働く世代、高齢者までのすべての市民を対象に、認知症サポーター養成講座を実施します。

また、認知症サポーター養成講座を受講済みの人を対象に、認知症の人やその家族を地域全体で支える体制づくりを学ぶ「ステップアップ講座」を開催します。

(2) 認知症キャラバン・メイトの養成・支援

認知症サポーター養成講座の講師役となる「認知症キャラバン・メイト」を養成します。また、キャラバン・メイト連絡会や他市のキャラバン・メイトとの交流会を開催します。

(3) 認知症市民講座の開催

認知症の人や介護家族の声を発信できるような認知症市民講座を開催します。

基本目標 2

認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

重点
目標

本プランの理念である「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」に向けて、認知症の人とその家族が孤立することなく、地域社会全体で見守り支える体制づくりなど、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

(1) 認知症の人にやさしいお店の推進

地域の小売業・金融機関・公共交通機関等で働く人たちの認知症への理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の受講を進め、「認知症の人にやさしいお店（事業所）」を増やします。

(2) 徘徊SOSネットワークの拡充

徘徊による行方不明者が発生した際に情報提供の協力をいただく「徘徊SOSネットワーク」の加盟事業者数や、メール配信サービス（徘徊SOS）の登録者数を増やし、より多くの関係者が見守りをできるようにします。また、行方不明になった際の情報提供を迅速に行えるよう、徘徊の可能性のある認知症の人の事前登録を推進します。

(3) 地域安心声かけ訓練の実施

地域の自治会が主体となり、地域の事業所と協力して、認知症の人への声かけや対応を模擬的に実践する、「地域安心声かけ訓練」の啓発および導入支援を行います。

拡充

(4) 地域の関係者が連携しやすい関係づくり

地域包括支援センターが、小学校区ごとの民生委員児童委員協議会への参加等を通じて、互いの役割や活動状況、地域の課題について共有し、相談しやすい関係をつくります。

小学校区ごとの関係者の集まる場を活用し、地域や医療、介護等の関係者が顔を合わせ、互いを理解し、地域課題の共有と連携しやすい関係づくりを進めます。

新規

(5) 地域見守り体制の検討

認知症の有無に関わらず、高齢者が地域の居場所に通い、お互いに声掛けや見守りができる体制の強化を図ります。

また、小学校区ごとに生活支援コーディネーターの配置と協議体を設置し、地域住民や関係機関とともに話し合いを通じて見守りなどの活動につながるよう、働きかけます。

(6) 地域密着型サービス事業所と地域の交流推進

地域密着型サービス事業所が、地域住民と交流を持ち、地域とつながりを持つことができるよう、事業所に対して「認知症なんでも相談所」の登録や「地域安心声かけ訓練」等の実施を働きかけます。

また、地域密着型サービス事業所運営推進会議等を通じて、地域密着型サービス事業所が地域とつながりのある生活を利用者に提供するための取組みを進めます。

(7) 見守り体制を推進する人材の育成

認知症があっても、地域の通いの場に継続して通うことができるよう、脳活教室リーダー養成講座を開催し、地域の居場所づくりを推進する人材の育成や支援を行います。

また、高齢者について正しく理解し、自分のできる範囲で助け合いを行う「生活支援サポーター」を養成し、地域での支え合い・助け合い体制の強化を図ります。

基本目標3

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

認知症は、初期のうちに診断を受け、支援やサービスに早くつながることで、重度化を防いだり、病気が進行しても本人・家族ともに余裕のある行動がとれ、本人と家族の生活の質を高めることができます。これらのことから、認知症への気付きへの対応力の強化や、支援につながる環境を整備・充実します。

また、発症予防⇒発症初期、急性増悪期⇒中期⇒人生の最終段階という認知症の容態に応じて、適時・適切に切れ目なく、最もふさわしい場所で、医療、介護の役割分担と連携のもと、円滑に支援やサービスが提供される循環型の仕組みを構築していきます。

また、介護の能力を高め、対応力を広げるための質の向上への支援を行います。

(1) 認知症の発症予防の啓発

認知症の発症予防として、糖尿病などの生活習慣病の予防や生活習慣の改善について、各種講座やけん診等あらゆる機会を通じて啓発します。

(2) 地域包括支援センター等に相談がにつながる仕組みづくり

地域で高齢者を見守る人たちが早期に認知症に気づき、支援が必要な人が相談機関である地域包括支援センター等につながる体制の充実を図ります。

拡充

(3) 医療機関等の職員向け研修の実施

認知症の人やその家族と関わる機会の多い医療機関や調剤薬局の職員を対象に、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、研修を実施します。また、開業医・歯科医・薬剤師・看護師等に対して、県が主催する認知症研修への参加について周知を行います。

(4) 介護保険サービス未利用者が適時・適切にサービスにつながる仕組みの検討

認知症の人やその家族と関わる機会の多い医療機関や調剤薬局の職員を対象に、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、研修を実施します。また、開業医・歯科医・薬剤師・看護師等に対して、県が主催する認知症研修への参加について周知を行います。

拡充

(5) 認知症初期集中支援チームの効果的な運用

認知症の人やその家族が早期に必要な医療や支援および介護を受けられるように、関係機関と連携を図りながら認知症初期集中支援チームの活用を進め、早期診断・早期対応の体制を構築するとともに、認知症の人に関わる支援者の対応力の向上を図ります。

新規

(6) 医療・介護関係者等の連携の強化

地域ケア個別会議や多職種事例検討会を開催し、認知症の人とその家族に対する個別の支援の検討を行うことで、医療と介護関係者間の顔の見える関係の構築を促進し、円滑な連携を図るための課題を整理し、支援に生かします。

また、小学校区ごとに「学区の医療福祉を考える会議」を開催し、地域包括支援センターと、医療・介護・福祉関係者が集まり、地域のネットワークの構築を図りながら、地域における認知症の人や家族の実態、地域の課題、認知症に関わる地域資源を共有し、連携を進めます。

拡充

(7) 認知症の人にかかるケアマネジメントとサービスの質の向上

ケアマネジャーや介護サービス事業所を対象とした認知症の研修を行います。

また、地域ケア個別会議を開催し、アドバイザーからの助言を通じて、認知症の人やその家族へのアセスメントやケアマネジメント力の向上を図ります。

ケアプラン点検を実施し、認知症の人に提供されているサービス内容を点検することで適切なサービス提供へつなげます。

(8) 認知症高齢者への支給限度額上乘せサービスの実施

中重度の認知症者に対して、国が定める居宅介護サービス費支給限度額に、一定額を上乗せして介護保険サービスを給付する支給限度額上乘せサービスを実施します。

基本目標 4

若年性認知症施策の強化

県が実施する事業を活用しながら、若年性認知症の人や介護者に対する支援策を検討します。

(1) 若年性認知症の人や家族への支援

若年性認知症支援コーディネーターと連携し、県が実施している若年性認知症地域ケアモデル事業（「仕事の場」）や本人・家族交流会、若年認知症支援マニュアルなどを活用しながら、若年性認知症の人の支援を図ります。

基本目標 5

認知症の人の介護者への支援

介護者への支援を行うことが認知症の人の生活の質の改善にもつながるとの観点から、認知症の人を支える家族が地域で孤立せず、住み慣れた地域で安心して生活を維持できるよう、介護者の肉体的・精神的負担を軽減する支援を推進します。

(1) 介護者の負担軽減のための相談窓口の周知・啓発

介護者が抱えるストレスを軽減し、孤立を防ぐため、各種相談窓口を掲載したリーフレットや、ホームページ、各種講座等の多様な啓発機会を通じて相談窓口のPRを行います。

(2) 「認知症の人と家族の会」のPR

「公益社団法人 認知症の人と家族の会」が実施しているつどいや電話相談等に気軽に参加できるよう、啓発チラシの配布やつどい等のPRを行います。

(3) 家族介護教室の開催

認知症の人を抱える家族を対象に家族介護教室を定期開催します。教室では、医療・介護の専門職から認知症の理解と介護方法を学ぶほか、参加者同士の情報交換の時間を設け、介護をしている家族同士、情報交換をしつつ、気持ちをわかりあえる場とします。

(4) 認知症高齢者等徘徊探索システムの普及・推進

認知症の人の所在を検索できる機器を無償で貸与します。また、現在のシステムの効果を検証し、より利用しやすい他のシステム構築について検討します。

(5) 本人・介護者が集える居場所の支援

地域の高齢者の通いの場向けに認知症サポーター養成講座を行うことで、認知症の正しい理解の普及と適切な対応の推進を図り、認知症があっても継続して通うことができる居場所となるよう働きかけます。また、このような地域の居場所や活動について、PRを行います。

(6) 地域に根差した介護者への支援の検討

地域ケア会議等を開催し、認知症の人やその家族の孤立化を防ぐ地域での支援について、認知症の人やその家族の声を反映しながら検討します。

新規

基本目標 6

権利擁護の推進

認知症があっても尊厳を保ち、その人らしい生活を送ることができるよう、判断能力が十分でない認知症高齢者の権利や財産を守る取組みを推進します。

また、介護者が孤立することがないように、地域で見守れる基盤づくりや、支援者の連携・協力体制を築き、高齢者虐待の防止・早期対応を行います。

(1) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度に関する市民の理解を深めるために、広報・啓発を行います。また、成年後見制度の利用が円滑に進むよう、成年後見制度に関する相談支援を行います。

(2) 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用にあたり、家庭裁判所への申立者がいない場合（2親等以内の親族がいない、またはこれに類する状況の場合）は市長申立手続きを行い、経済的事情により本制度を利用できない場合は申立費用や報酬補助を行います。

拡充

(3) 高齢者虐待防止体制の構築

関係機関、関係団体及び高齢者の福祉に関する従事者等が高齢者虐待についての現状や考え方を共有し、虐待の防止にかかる各関係機関の役割を明確にしながら連携・協力し、高齢者虐待防止の支援や体制づくりを推進します。

(4) 権利擁護に関する研修会およびケース会議の開催

ケアマネジャーや地域包括支援センター職員を対象に、権利擁護についての研修会を開催し対応力の向上を図ります。

(5) 高齢者虐待処遇検討会議の開催

高齢者虐待に関する相談・通報・届出が行われ、事実確認やコアメンバー会議（初動会議）を行った事例に関して、虐待の有無や緊急性の判断、今後の支援方針・支援内容の決定について協議を行います。また、検討会議での助言を通じて支援者の対応力向上を図ります。

(6) 介護サービス事業所等での身体拘束ゼロおよび高齢者虐待防止への取組み

介護保険法に定める実地指導や集団指導の機会に身体拘束ゼロや高齢者虐待防止について啓発やマニュアルの整備状況の確認等を実施します。

新規

(7) 高齢者虐待防止の普及・啓発

高齢者虐待の防止と早期発見の重要性や相談窓口について、広報やラジオ番組およびリーフレット等による啓発をします。あわせて、講演会等の開催について検討します。

また、ケアマネジャーや圏域地域包括支援センター職員を対象に、虐待防止についての研修会を開催し対応力の向上を図ります。

第5章 プランの推進

(1) プランの周知

「認知症があっても安心して生活できるまち」の実現に向けて、広報くさつや市のホームページなどの媒体や、出前講座等の機会を通じて本プランの周知に努め、認知症に対する正しい理解が広がり深まるよう、広報活動を展開します。

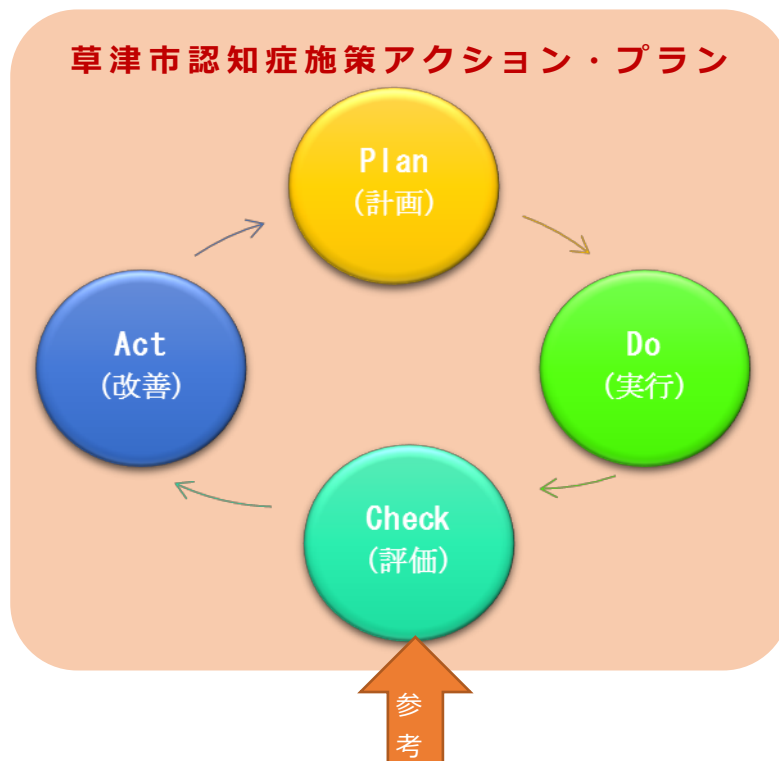
(2) プランの推進

プランの基本目標に向かって、市民をはじめとする各種団体との協働を図り、認知症に関わる多様な活動の推進に努めます。

また、毎年、PDCAサイクルによる計画—実行—評価—改善を繰り返すことで、業務を継続的に改善し、実効性をさらに高める取り組みを進めます。

なお、プランの点検・評価においては、市民や関係者を構成員にもつ認知症施策推進会議において、多様な意見を参考にいただきながら、プランの進捗管理および検証を行います。

さらに、本プランは、草津あんしんいきいきプランをより個別具体的にした行動画であることから、認知症対策の推進状況について草津市あんしんいきいきプラン委員会へ報告し、あんしんいきいきプランのPDCAサイクルも活用しながら、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。



草津市認知症施策推進会議

認知症にかかる課題の共有、施策推進にかかる協議など、認知症施策の総合的な展開のための多様な意見を聴取する場



草津市認知症施策アクション・プラン（概要版）

平成 30 年（2018 年）3 月

発行 草津市健康福祉部長寿いきがい課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

電話番号：077-561-2372 F A X：077-561-6780

E-mail:choju@city.kusatsu.lg.jp

